病院支部ニュース

第58回 4号
2018.11.20
都庁職病院支部教宣部発行
発行責任者：南田昌枝

特殊勤務手当の大幅改善を実現しよう！
自らの命を削る夜勤の手当は8,000円！

手当の支給ミスが発覚
自分の時給を計算してみよう！

(5)　第6448号

都の特勤手当

300人に手当支給ミス

過去5年で最大670万円

危険や精神的な苦痛を伴う業務に支給される都の特殊勤務手当で入力ミスがあり、超過勤務手当の支給に過不足があることが、1日までに都総務局の調べで分かった。同局によると、支給ミスの規模は給与システムの履歴から過去5年で最大で約300人、計約670万円に上る可能性があるという。

都の超過勤務手当は各種手当を加算した上で一時間当たりの単価が決まる仕組みで、特殊勤務手当を受けている場合、通常よりも割増で支給される。ミスが見つかった特殊勤務手当は、放射線など危険を伴う業務や島しょ部など遠隔地での勤務、滞納整理や課税業務などに支給する手当。

例えば過支給の場合、前年度まで特別勤務手当を受けていた職員が同一課内で異動して対象の業務から外れた後も、システム上では特殊勤務手当分を加算する状態が続いていたという。人事異動の際のシステム上の係数の切り替えやチェック体制に問題があったと見られる。

業務に慣れていない新人が給与の担当をしているケースもあり、ある局の担当者は「初めて給与業務に携わる人や新人には複雑で、難しい作業だったのではないか」と指摘する。

同様の算出方法を採用していたのは計6局で、このうち支給ミスが人数別で最多となった税務経営本部が全体の約6割を占めた。放射線技師などが主で、内訳は過支給により職員に返還を求める返納額が約225万円、支給不足による追給額が約336万円だった。同本部は「説明会での説明を強化し、注意喚起をしていきたい」（職員課）とコメントしている。

次いで多い主税局では48人分のミスが判明。返納が約70万円程度で、追給が約10万円に上る見通し。

各局は今後、該当職員に連絡し、過少支給していた超過勤務は法律に基づき時効となる2年間にさかのぼって支払うとともに、過払いに関しては時効までの5年間分の返納を求める方針。

総務局は「現場への周知の徹底ができていなかった。適切な処理を速や

支給ミスを報じる都政新報

都立病院で手当の支給ミスが発生していたことがわかりました。多く支払われた人と、支払われていなかった人が発生しています。ミスの発生した原因は、超過勤務や夜勤の割増賃金を計算する時の基になる時間給の計算が間違っていたからです。今回は日額特勤の部分が抜けたり、対象ではなくなった人についていたことが原因でした。

時間給は以下のような式で求めます。今回の支給ミスは日額特勤のところがミスの原因でした。

$$\frac{(\text{給料}+\text{各手当}+\text{日額特勤}\times 21)\times 12\text{月}}{(38\text{時間}45\text{分}\times 52\text{週})-(7\text{時間}45\text{分}\times \text{N日})}$$

N日は、祝日と年末年始の休日を足したものです。今年度は16日になります。分母を計算すると1891になります。給料は、給料月額＋調整額21,500円。各手当は、初任給調整手当、地域手当（給料×０．２）となります。

病棟や外来で勤務する一般的な看護師の場合は上記で計算できます。

日額特勤は、放射線・有害物等取り扱い手当（390円）、特定看護分野従事手当（750円）等があります。

＜当面の日程　2018＞

緊急集会！ 12月5日（水）18:30～

都立病院の地方独立行政法人化反対　都立病院を充実し日本の医療の転換を！

お話し　①「都立病院の400億の赤字は本当？」　②「独法化で経営改善になるの？」

会場：文京シビックセンターシルバーホール（4階北側　シルバーセンター内）

発行 都庁職病院支部
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階　直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail:mail@t-byoinsibu.jp　URL http://www.t-byoinsibu.jp
@Byoinsibu_Tocho　都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は？いますぐチェック

LINE@
都庁職病院支部
職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

都立病院で働くしぶ子さんがつぶやいています。
共感することもあるはず！
#看護師のしぶ子さんで検索